

発起人決定書

平成24年7月1日、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地において、発起人神奈川太郎は次のとおり発起人規約を定めた。

記

- 商号は 神奈川商事株式会社 とすること。
- 目的は、次のとおりとすること。
 - 〇〇の製造及び販売
 - ××の輸入及び販売
 - 前各号に附帯する一切の業務
- 発行可能な株式の総数は1000株とし、その発行する株式1株の金額は1万円とすること。
- 設立に際して発行する株式の数は300株とし、その発行価額は1株につき1万円とすること。
- 設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額を金300万円とする。
- 設立時取締役を次のとおりとする。

設立時取締役 神奈川 太郎
- 本店の所在場所を次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
- 発起人の員数は1名とし、その氏名、住所は後記のとおりとし、現物出資は行わないものとする。
- 発起人は、会社設立に関して報酬及び特別利益を受けないこととし、会社の設立費用は発起人が負担するものとする。

上記の決定事項を明確にするため、この決定書を作り、発起人がこれに記名押印する。

平成24年7月1日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
発起人 神奈川 太郎 (印)